

西東京市民文化プラザ施設使用料について

資料1-1

1 施設概要

住 所：西東京市田無町四丁目15番12号
開館年月日：令和6年12月11日
敷地面積：2,671.47㎡
延床面積：4,895.28㎡（公共施設部分は941.79㎡）
建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート造（地上4階）
民間施設：1階～3階 健診センター、透析クリニック、整形外科クリニック、健康支援スタジオ、在宅支援施設、テナント
公共施設：4階（1階） スペース、会議室、防音室、ホワイエ、学習スペース（1階）
利用時間：午前9時から午後10時まで
休館日：火曜日（火曜日が休日の場合はその翌平日）、年末年始（12月29日～1月3日）

2 施設内容・設備

階層	施設名	面積(㎡)	定員(人)	設備・構造・利用用途等
4階	スペースA	106	50	大きな発声や音楽等を伴う活動や活発な運動にも対応できる部屋。可動間仕切りによって4部屋をつなげて利用可能。天井高は約3.5メートル、床は木質フローリング。研修、講演、展示、ダンス、体操、その他運動、合唱等に利用可能
	スペースB	81	36	
	スペースC	92	38	
	スペースD	76	34	
	会議室1	27	16	可動間仕切りによって2部屋をつなげて利用可能。研修、会議等に利用可能
	会議室2	19	12	
	防音室	48	24	音楽練習や会議等に利用可能

3 施設ごとの使用料

施設名	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
スペースA	2,500円	3,300円	3,900円	8,700円
	展示室として利用する場合 1日につき6,500円			
スペースB	1,900円	2,500円	3,000円	6,600円
	展示室として利用する場合 1日につき5,000円			
スペースC	2,200円	2,900円	3,400円	7,500円
	展示室として利用する場合 1日につき5,600円			
スペースD	1,800円	2,400円	2,800円	6,200円
	展示室として利用する場合 1日につき4,700円			
会議室1	600円	800円	1,000円	2,200円
会議室2	400円	600円	700円	1,600円
防音室	1,400円	1,900円	2,400円	4,900円

※市外在住者、市外の法人・団体の使用料は、上記使用料に2割を加算した額とする。
※入場料等を徴収する場合は、上記使用料に入場料に応じて一定割合を加算した額とする。

4 施設利用状況（令和7年度）

施設名	利用可能日数（日）	利用可能区分数（区分）	利用件数（件）	利用区分数（区分）	利用人数（人）	利用率（％）
スペースA	307	911	256	382	6,695	41.9
スペースB	307	914	334	468	6,099	51.2
スペースC	307	911	240	355	5,515	39.0
スペースD	307	915	301	447	6,154	48.9
会議室1	306	917	283	369	2,681	40.2
会議室2	307	910	311	437	1,504	48.0
防音室	306	915	228	278	1,781	30.4

※利用率＝利用区分数÷利用可能区分数×100

※利用率は、小数点以下2位を四捨五入

5 使用料設定の考え方について

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改定版）」に基づき、使用料の算定を行い、受益者負担の適正化を図るものである。

本施設に係る適正な受益者負担割合は、以下のとおり分類される。

施設名	受益者負担割合の区分		受益者負担割合
防音室	⑥	民間事業者によるサービス提供が少なく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	70%
スペース 会議室	⑤	民間事業者によるサービス提供が少なく、市民が多様な目的で利用できるサービス	50%

※資料1－2「令和7年度（令和6年度決算）使用料原価計算書」のとおりの原価計算を行い、各施設使用料の1時間当たり原価は、資料1－3「西東京市民文化プラザ使用料算出表」のとおりの算出された。

6 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較

資料4のとおりの、市内施設及び近隣自治体の類似施設の料金設定について、利用区分あたりの使用料を比較した。スペース・会議室は、市内類似施設及び近隣自治体の類似施設と比較して、同水準の料金設定となっている。防音室は、やや高めの料金設定となっている。

7 検証の結果

「5 使用料設定の考え方について」及び「6 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較」のとおりの、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改定版）」に基づき、使用料に係るサービスの原価計算を行い、施設ごとの受益者負担割合の区分に基づく適正価格を算出し、市内類似施設及び近隣自治体の類似施設の状況等を踏まえ検証を行った結果、西東京市民文化プラザの施設使用料については現行の使用料を据え置くことが妥当と考える。